R8.4 改訂

# 「固定資産（未登録家屋）所有者変更届」に添付する書類【相続】

## １．遺言により相続する場合

□　以下のいずれかの遺言書

・公正証書遺言書

・自筆証書遺言書

・秘密証書遺言書

※上記のうち、家庭裁判所で検認を要するものについては、「検認済証明書」が必要です。

## ２．遺産分割協議書により相続する場合

□　遺産分割協議書

□　上記遺産分割協議書の相続人全員の印鑑登録証明書

## ３．調停、審判、裁判などの結果により相続する場合

□　調停書などの当該事実を証明できる書類

## ４．法定相続人が一人しかいない場合

□　以下のいずれかの書類

・被相続人の出生から死亡までの戸籍一式及び法定相続人が分かる戸籍一式

・法務局の認証印がある法定相続情報一覧図

※相続放棄により法定相続人が一人になった場合は、相続放棄をした方の相続放棄申述受理通知書等も添付してください。なお、法定相続情報一覧図の中で分かる場合は不要です。

## ５．法定相続持分で相続する場合

□　以下のいずれかの書類

・被相続人の出生から死亡までの戸籍一式及び法定相続人が分かる戸籍一式

・法務局の認証印がある法定相続情報一覧図

□　法定相続人全員の署名、または記名・押印（認印可）

※相続放棄をした方がいる場合は、相続放棄申述受理通知書等を添付してください。

## ６．上記１～３のうち、添付書類は用意できないが、特定の相続人が相続する場合

□　以下のいずれかの書類

・被相続人の出生から死亡までの戸籍一式及び法定相続人が分かる戸籍一式

・法務局の認証印がある法定相続情報一覧図

□　法定相続人全員の署名及び実印の押印

□　法定相続人全員の印鑑登録証明書

※相続放棄をした方がいる場合は、相続放棄申述受理通知書等を添付していただくと、その方の署名・押印及び印鑑登録証明書は不要です。

（＊裏面に続きます）

R8.4 改訂

## 全体注意事項

- □　変更届の新所有者欄には、署名または記名・押印が必要です。
- □　新所有者を共有にする場合は、代表者を指定してください。新所有者（代表者）欄に記入した方が代表者です。代表者以外の新所有者の方は別紙にご記入ください。
- □　添付書類は全て写しで構いません。
- □　パソコンで変更届を作成した場合は、記名扱いのため押印が必要です。
- □　押印する印判にスタンプ式（シャチハタ等）は使用できません。
- □　変更届及び添付書類は、資産税課（本館２階）に提出してください。支所、市民サービスセンター等では受付できません。
- □　ご不明な点等がありましたら、以下までお問い合わせください。

【提出・お問い合わせ先】

松山市役所　理財部　資産税課（本館２階）

〒790-8571　愛媛県松山市二番町四丁目７番地２

（電　話）０８９－９４８－６３１２

（ＦＡＸ）０８９－９３４－１８０２